

くらし・なんでも相談

シリーズ
No.3

「契約のトラブル」

毎月第2土曜日は、専門家が無料で電話相談を受けています。「くらし・なんでも相談」の相談事例から、「契約によるトラブル」について紹介します。

日常の生活の中で様々なトラブルが多発していますが、今回は弁護士の佐藤 豊先生

【事例①】(女性)

《公正証書を作成して貸したお金が返してもらえない。》

公正証書を作成して250万円を貸した。しかし、お金を返してもらえない。給料を差押さえましたが、会社が金を払ってくれない。

「少額訴訟」とはどういうものか。

執行許諾文書付の公正証書に表示された金銭債権は強制執行が可能で、金銭の貸借契約を公正証書にすると裁判所の判断と同様に差押えなどの強制執行ができます。しかし、公正証書では明度の強制執行はできません。

○少額訴訟 60万円以下の金銭支払請求の訴訟事件について、原告から「少額訴訟による審理及び裁判を求める」旨の申述べ（書面又は口答）がなされると、简易裁判所は原則として一日で審理を終え、即決判が言い渡されます。

法律知識が充分にない本人でも訴訟ができるよう裁判所の門戸を市民に開放した画期的な制度です。

【事例②】(女性)
《商工ローンA社の保証人にさせられたが…。》

訴訟（判決）は強制執行できるようになるもの。公正証書に「執行受諾」文言が入っている場合は、公正証書で強制執行できる。

給料を差し押さえたが会社がそれを払ってくれない場合、会社を相手に訴訟を起して会社から払つてもらうことができる。

「公正証書」「少額訴訟」

○公正証書は、公証役場で公証人（法務大臣に任命された公務員）に作成してもらいます。公正証書原本が原則20年公証役場に厳重保管されます。

と会つたが、支店長は「保証人を差し替える」と言いながら、そのままになっている。

東京の弁護士にも相談に行つたが難しいと言われた。何とかならないか。

【回答】(佐藤 豊 弁護士)

保証はA社との契約になり、書面等が揃つていれば責任を免れることは難しい。

「保証人になる」というのは借入時だけではない。返し終わるまでの間保証すとではない。返し終わるまでの間保証する」と言つたのは「借入人」本人。

「迷惑を掛けないと言つた」といつて、本当にそれを理由に保証しなくて良いとなるなら、初めから保証人なんていらないことになる。そんなことにはなり得ない。

【回答】(佐藤 豊 弁護士)

○根保証には、主債務者（借主）の全ての債務を金額・期間に関係なく保証する「包括根保証」と主債務者の債務の金額と期間又はどちらか一方を定めて保証する「限定根保証」があります。

中小企業向けに融資している資金業者の総称が「商工ローン」ですが、商工ローンとの金銭消費貸借契約を締結する際の連帯保証人は、殆ど「根保証契約条項」が記載されています。根保証契約に限らず、保証契約の保証人は、全ての契約書面の内容を充分理解できるまで熟読し、慎重に対処することが大事です。なお、資金業者については、契約後の追加融資はその都度保証人に通知することと義務づけられています。

【回答】(佐藤 豊 弁護士)

振込め詐欺と思われるが、警察の捜査を待つしかない。

【回答】(佐藤 豊 弁護士)

○電話一本で騙し取る「振込め詐欺」。いくらでも融資が受けられる誇示し、審査料たる保険料など称して預り金を騙し取る「融資保証金詐欺」。携帯サイトで低金融融資（年利1.9%）をうたい、「融資実績を作るため」と称して他のローン会社からの借入させそのお金を指定した口座に振込ませる。力にならないともうしてやる事もできない、やりきれない相談が続きます。

お金を借りる時に、「先にお金を振込め」と言つてくるなんて、「何かおかしいな?」「胡散臭いな?」といふ。

振込前によつと立ち止まつて誰かに相談して下さい。県労福協「ほつとダイヤル」は、10月から相談アドバイザーが常時簡単な相談をお受けします。

専門家の相談は第10回目です。ご利用下さい。

【事例③】(男性)

『FAXの融資広告に申込んだが…。』

FAXで「年利5・11%、無担保・無保証」と融資の広告が送信されました。同日申込。何の記載もなかつたのに「保険を付けるので保険料金を払うよう電話があり、FAXで「損害保険料の振込先」の連絡があつた。

損害保険料45万円と手続手数料52500円の計502500円を振込んだ。その後、「代表者の名前がないからもう一度送金を。前の送金分は返すから」と連絡があり、2回目を同額振込んだが、融資がされない。

最近は電話を掛けても通じない。消費者センターにも、警察にも相談した。